

〈サービス利用料金〉

それぞれのサービスの料金は次の通りです。

(1) ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）【連携型】

	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	ご利用者負担額 (介護報酬の1割)	ご利用者負担額 (介護報酬の2割)	ご利用者負担額 (介護報酬の3割)
要介護1	54,460 円	5,446 円	10,892 円	16,338 円
要介護2	97,200 円	9,720 円	19,440 円	29,160 円
要介護3	161,400 円	16,140 円	32,280 円	48,420 円
要介護4	204,170 円	20,417 円	40,834 円	61,251 円
要介護5	246,920 円	24,692 円	49,384 円	74,076 円

(1) ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）【夜間のみ】

		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要介護1 ～ 要介護5	基本夜間訪問サービス費（1月につき）	989 円	1,978 円	2,967 円
	定期巡回サービス費（1回につき）	372 円	744 円	1,116 円
	随時訪問サービス費Ⅰ（1回につき）	567 円	1,134 円	1,701 円
	随時訪問サービス費Ⅱ（1回につき） ※2名の訪問介護員で訪問する場合	764 円	1,528 円	2,292 円

〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護の減額〉

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護サービスを受けているご利用者は、利用した日数に1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位から減算します。

(2) ①通所介護（デイサービス）利用時

	介護保険適用時の基本料金 (介護報酬額)	ご利用者負担額 (介護報酬の1割)	ご利用者負担額 (介護報酬の2割)	ご利用者負担額 (介護報酬の3割)
要介護1	620 円	62 円	124 円	186 円
要介護2	1,110 円	111 円	222 円	333 円
要介護3	1,840 円	184 円	368 円	552 円
要介護4	2,330 円	233 円	466 円	699 円
要介護5	2,810 円	281 円	562 円	843 円

(2) ②短期入所系サービス（シートステイ）利用時については、日割りにするものとします。

	介護保険適用時の日割料金 (介護報酬額)	ご利用者負担額 (介護報酬の1割)	ご利用者負担額 (介護報酬の2割)	ご利用者負担額 (介護報酬の3割)
要介護1	1,790 円	179 円	358 円	537 円
要介護2	3,200 円	320 円	640 円	960 円
要介護3	5,310 円	531 円	1,062 円	1,593 円
要介護4	6,720 円	672 円	1,344 円	2,016 円
要介護5	8,120 円	812 円	1,624 円	2,436 円

(3) 〈加算について〉

	介護保険適用時の基本料金	利用者負担額
初期加算	1 日につき 300 円	1 日につき 30 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記により算定した単位数の 24.5% に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	上記により算定した単位数の 22.4% に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	上記により算定した単位数の 18.2% に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	上記により算定した単位数の 14.5% に相当する単位数を利用料に加算します。(区分支給限度額外)	
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1200 円/月 (区分支給限度額外)	
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640 円/月 (区分支給限度額外)	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350 円/月 (区分支給限度額外)	

※**初期加算**は利用開始した日から起算して30日以内の期間について算定します。30日を超えた入院後に利用を再開した場合も同様とします。

※**介護職員等処遇改善加算**は、(Ⅱ)の加算となります。

※**総合マネジメント体制強化加算**は、ご利用者の心身の状況変化に応じ多職種共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。加算は(Ⅰ)の加算になります。

※**サービス提供体制強化加算**は、当事業所が厚生労働大臣に定める基準に適合しているものとして届け出し、ご利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。加算は(Ⅰ)又は(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)いずれかの加算になります。(現在加算取得なし)

人材不足の中で、皆様に質の高い、適切なサービス提供を続けて参りたいと考えておりますのでご理解ください。